

令和3年度多治見市霊園募集のしおり (募集要項)

申込み～使用許可証交付

申込み

9月13日(月)～10月8日(金)

平日の午前9時～午後5時

環境課へ直接提出か郵送でお申込みください(10月8日必着)。



受付票交付

申込みいただいた方に、「申込書受付票」を交付またはは郵送します。



抽選

11月6日(土)

受付 午後1時～午後1時30分

会場 多治見市産業文化センター 3階 大会議室(新町1-23)

※駐車場は1時間迄無料、以後は30分毎に100円となります(市役所本庁舎駐車場は無料)。

同一区画に複数の申込みがあった場合は、区画ごとに抽選を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施時期・実施方法を変更する場合があります。また、第49回衆議院議員選挙により実施時期を変更する場合があります。



必要書類などの提出と書類審査

11月15日(月)～11月26日(金)

平日の午前9時～午後4時(最終日は正午まで)

当選した方には、抽選当日に手続き用の書類をお渡しします。

(欠席を選択された場合は、後日郵送します。)



永代使用料・管理料の納付

書類審査後、市内の金融機関(郵便局は除く)で永代使用料と管理料をお支払いいただきます。(永代使用料及び管理料は一括納付となります。)

納期限 12月10日(金)(厳守)

納期限までに支払いがない場合は、当選が無効となります。



使用許可証の交付

令和4年1月中(予定)霊園使用許可証を郵送で交付します。

※墳墓の設置工事に当たっては、使用許可証の交付後、別途手続きが必要となります。詳細の案内は、使用許可証送付時に同封します。

【お問い合わせ】

多治見市役所 環境課

廃棄物対策グループ 担当：大原

多治見市日ノ出町2-15(〒507-8703)

TEL：0572-22-1580

申込みについて

申込資格

令和3年4月1日以前から多治見市に居住しており、現に埋蔵しようとする焼骨等を所持している方。

なお、次に該当する場合は申込みできません。

1. 多治見市内の墓地、納骨堂などの使用权を持っている場合
2. 分骨した遺骨（予定を含む）による場合

募集する区画

平和霊園5区画、北市場霊園5区画、森下霊園1区画（別添「多治見市霊園区画案内」を参照）

申込方法

巻末の「令和3年度多治見市霊園申込書」及び「令和3年度多治見市霊園募集に係る同意書」に記入し、市役所本庁舎 1階 環境課（日ノ出町2-15）に、申込者（墓地の使用者になる方）が直接提出するか、郵送してください。なお、提出する場合には、代理人（ただし、親族に限る）でも可とします。

◎新型コロナウイルス感染症対策

令和2年度に引き続き、本年度も郵送での受付を行います。記載に漏れがないか十分な確認をお願いします。

郵送の場合、郵便追跡サービス（特定記録郵便等）が可能な郵便を利用願います。

抽選を欠席する場合は、「欠席届」を提出してください。

申込期間

9月13日（月）～10月8日（金） 平日の午前9時～午後5時に限ります（郵送の場合は、10月8日（金）必着）。

申込みに伴う注意事項

1. 申込書提出後は「申込区画（えい地）」、「申込者」、「申込遺骨氏名」の変更や訂正は一切できませんので、注意してください。
2. 申込書の記載内容が、事実と異なっていることが明らかになった場合や、使用許可日までに市外に転出した場合は、当選後でも無効となります。
3. 巻末の「令和3年度多治見市霊園申込書」以外の用紙による申込みは無効です。
4. 申込みは、資格のある方1人（1世帯）につき1カ所限りです。次の場合は、不適正申込みとして全ての申込みを無効とします。

（ア）同一人が同一遺骨で複数申込んだ場合（例：子どもが父親の遺骨で2カ所申込んだ場合など）

- (イ) 同一人が複数の遺骨で異なる区画を申込んだ場合（例：子どもが父親の遺骨でA区画を、母親の遺骨でB区画を申込んだ場合など）
 - (ウ) 複数の人が同一遺骨で申込んだ場合（例：兄と弟が父の遺骨でそれぞれ申込んだ場合など）
 - (エ) 両親など夫婦関係の遺骨を分けて複数の人が申込んだ場合（例：兄が父の遺骨で、弟が母の遺骨でそれぞれ申込んだ場合など）
 - (オ) 同一世帯（2世帯住宅を含む）と判断される複数の人が、複数の遺骨で申込んだ場合（例：夫が父の遺骨で、子どもが母の遺骨で申込んだ場合など）
 - (カ) その他、これらに類すると認められる場合
5. 分骨した遺骨（予定を含む）による申込みはできません。
 6. 現に埋蔵すべき遺骨（「申込遺骨」という）の無い方と申込遺骨の「祭祀の主宰者」でない方は申込みできません。
 7. 多治見市内の墓地や納骨堂などの使用权を既に持っている方は申込みできません。
 8. 使用許可を受けた場合、5年以内に墳墓の設置などをする必要があります。
 9. 使用許可を受けた区画に墳墓などを設置する場合、「あらかじめ多治見市が区画を区分する仕切り（通称「額縁」という）」の内側に必ず設置してください。額縁の上には設置できません。なお、設置した場合は、使用者の方に撤去していただきます。したがって、実際使用できる面積は表示面積よりも小さくなります。
 10. 申込期間中に、申込状況（区画ごとの申込数など）の問い合わせにはお答えしません。
 11. ご不明な点については、環境課（電話 22-1580（直通））へお問い合わせください。

北市場霊園合葬式墓地

北市場霊園合葬式墓地は、個別埋蔵施設・共同埋蔵施設共に年間を通じて募集しています。

抽選について

抽選期日・時間・場所

11月6日（土） 受付：午後1時～午後1時30分

多治見市産業文化センター 3階 大会議室（新町1-23）

※駐車場は1時間迄無料、以後は30分毎に100円となります。

抽選：受付終了後、区画ごとに実施

※入場は、申込者本人または代理人（ただし、親族に限る）と付添1人の2人までとします。

※11月4日（木）までに、欠席届を提出または郵送（必着）した場合に限り、多治見市役所環境課職員が代理で抽選を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施時期・実施方法を変更する場合があります。また、第49回衆議院議員選挙により実施時期を変更する場合があります。

受付

※申込みをした方は、「申込書受付票」と本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）を持って受付に時間までにお越しください。

※申込者が出席できない場合は、代理人でも可としますが、「申込書受付票」と「委任状」と代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）を持参してください。

◎新型コロナウイルス感染症対策

受付で検温を実施します。37.5℃以上ある場合、マスクの着用がない場合などは抽選への参加をお断りします。※手指の消毒をお願いします。

抽選方法

同一区画に複数の申込みがあった場合は、区画ごとに抽選を行います。抽選は「くじ」で行い、「くじ」を引く順番は区画ごとの申込書の提出順に行います。詳細は、当日発表します。なお、受付終了後、申込区画の抽選時に会場にいない場合は無効となります。

再抽選方法

申込みが無かった区画があった場合、申込みのあった区画の抽選が全て終了した後に、抽選に外れた方を対象に再抽選を行います。

（※全ての募集区画に申込みがあった場合は、再抽選はありません。）

会場内に「申込みが無かった区画番号」を掲示しますので、希望する方は当日配付する「再抽選申込書」に希望する区画番号を記入してください。当初の抽選が終わっても帰らず会場の席でお待ちください。

※次の場合は申込みが無効となりますので、注意してください。

- ①「申込書受付票」を抽選日に持参していない場合
- ②抽選日に欠席した場合（「委任状」を持参した代理人が出席する場合、「欠席届」の提出がある場合は除く）
- ③代理人が「委任状」を持参していない場合
- ④申込区画の抽選時に会場にいない場合（「欠席届」の提出がある場合は除く）
- ⑤申込内容が申込の条件等に適合していないことが判明した場合
- ⑥申込書に虚偽の記載があった場合

○抽選当日の連絡先 080-8012-3979（当日のみの携帯電話）
 0572-22-1111（多治見市役所日直）

募集に当選した場合

<当選後の手続きなど>

必要書類の提出、書類審査、使用料・管理料の納付

期日・時間・提出先

期 日 : 11月15日(月)～11月26日(金)

時 間 : 平日の午前9時～午後4時(最終日は正午まで)

提出先 : 市役所本庁舎 1階 環境課(日ノ出町2-15)

当選した方には、抽選当日に霊園使用許可申請手続き用の書類をお渡ししますので、書類審査に必要な書類を期日までに提出先に提出してください。抽選を欠席した方は、郵送します。

必要書類

1. 多治見市霊園使用申請書・印鑑(朱肉で押印するもの)
2. 申込者の「本籍記載の住民票と戸籍謄本(いずれも3カ月以内のもの)」(外国人の方は、国籍記載のもの)
3. 申込者と申込遺骨との関係(続柄)が分かる「戸籍謄本等(場合によっては複数必要)」(外国人の方は、申込遺骨との続柄を証する書類)
4. 遺骨の状態を示す証明書類「埋・火葬許可証」
※死胎児「妊娠4カ月(12週)以上」の遺骨で申込む場合には、戸籍謄本などに死胎児の記載がありませんので、書類審査の際に「母子手帳」(写)または「病院の証明書」(写)を持参してください。ただし、「埋・火葬許可証」に親・子の続柄が記載されている場合は、必要ありません。
5. 誓約書

永代使用料・管理料の納入

使用許可申請書などの必要書類提出後に指定された期日までに、多治見市が作成した納付書にて納付してください。納付する金額は区画ごとに異なりますので、別添を参照してください。

○永代使用料について

お墓の「使用権」を「永代使用権」と言います。時折、「お墓の土地を買う」という言葉を耳にしますが、正確には土地（用地）を購入するのではなく、「永代使用権」を取得することになります。その取得に際して、支払う費用が「永代使用料」です。「永代使用権」は文字どおり永代であり有期限ではありません。つまり、お墓の継承者（跡継ぎ）がいて管理していただける限り、永久に使用できる権利です。なお、「使用権」の転売や他人に譲渡、転貸などはできません。

当選の取消し

当選した場合でも、次に該当する場合は多治見市霊園の使用許可を取消すとともに、納付された永代使用料などは返還しませんので、注意してください。

1. 使用許可を譲渡、転貸した場合、もしくはその目的で使用許可を得た場合
2. 使用場所を適正な管理をしないで放置し、3年以上経過した場合
3. 使用許可を受けてから墳墓の造営などをしないで5年以上経過した場合
4. 使用者が死亡し、承継者が存在しない場合
5. 使用者が行方不明となり、10年を経過した場合
6. 祭祀を承継しようとする者が、戸籍謄本にて親族関係を証明できない場合
7. 管理料を納入しない場合

○管理料（5年ごと）について

多治見市霊園全体の施設維持管理を行う費用です。申請時にお支払いいただいた後は5年ごとに納付していただきます（管理料は変更になる場合があります）。

なお、使用許可区画内の清掃などの管理は、各使用者の責任で行ってください。

受付No.

ここは、記入しないでください。

令和3年度多治見市霊園申込書

※ 多治見市霊園募集のしおり(募集要項)をよく読んで、記入してください

フリガナ 申込者氏名	キタイチバ タロウ 北市場 太郎			印
生年月日	大正 昭和 平成	40 年	1 月	1 日
申込者住所	多治見市 日ノ出町 2丁目 15番地			同一印鑑 を押印して ください。
申込者本籍	同 上			
昼間連絡がつく 電話番号	0572-22-1111	郵便番号	507-8703	
申込み区画(えい地)	(平和・北市場・森下)霊園			A - × ×
フリガナ 申込遺骨氏名	キタイチバ ハナコ 北市場 花子	他1柱	受付印	
申込者との続柄	母、弟			
申込遺骨の旧住所	多治見市 日ノ出町 2丁目 15番地			
申込遺骨の状態	一度も埋蔵(葬)したことがない ・ 市外の霊園などに埋蔵(葬) 埋蔵先の名称 (△△市●×霊園)			
多治見市霊園募集のしおり(募集要項)の内容に反する場合および抽選日に欠席した場合は、申込み無効になることについて 異議ありません。				
			申込者氏名	北市場 太郎

※申込書提出者が申込者本人でない場合は下記をご記入ください。

提出者氏名 北市場 一郎

申込者との続柄

長男

令和3年度多治見市霊園募集に係る同意書

令和3年度多治見市霊園募集につきまして、次の事項に間違いがない場合には、□にチェックをしてください。

- 申込書に記載した申込区画、申込書、申込遺骨氏名に間違いありません。
- 1世帯につき1カ所の申込みで間違いありません。
- 次の（ア）～（カ）には該当しません。
 - （ア）同一人が同一遺骨で複数申込んだ場合
 - （イ）同一人が複数の遺骨で異なる区画を申込んだ場合
 - （ウ）複数の人が同一遺骨で申込んだ場合
 - （エ）両親など夫婦関係の遺骨を分けて複数の人が申込んだ場合
 - （オ）同一世帯（2世帯住宅を含む）と判断される複数の人が、複数の遺骨で申込んだ場合
 - （カ）その他、これらに類すると認められる場合
- 分骨した遺骨（予定を含む）による申込みではありません。
- 多治見市内の墓地・納骨堂などの使用权を所有してはおりません。
- 申込遺骨の祭祀を主宰しています。

上記の事項を相違がないことに同意します。

令和3年 月 日

住所：多治見市 日ノ出町2丁目15番地

氏名：北市場 太郎 印

申込書と同じ
印鑑で押印

欠 席 届

多治見市長

私は、令和3年度多治見市霊園の抽選会に、欠席いたします。抽選の内容及び結果につきましては、多治見市役所環境課に一任いたします。

申込者 住所 多治見市日ノ出町2丁目15番地

氏名 北市場 太郎 印

申込書と同じ
印鑑で押印

TEL 0572-22-1111

添付書類

「令和3年度多治見市霊園 申込書受付票」

※欠席届は、申込者本人が必ず記入してください。

委任状

多治見市長

代理人 住所 多治見市日ノ出町2丁目15番地

氏名 北市場 園子

申込者との続柄 妻

私は、上記の者を代理人と定め、令和3年度多治見市霊園の抽選についての一
切の権限を委任します。

委任者 住所 多治見市日ノ出町2丁目15番地

氏名 北市場 太郎 ㊞

TEL 0572-22-1111

申込書と同じ
印鑑で押印

※委任状は、必ず申込者本人が記入してください。（代理人の住所・氏名を含む）
代理人は、本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）を必
ず持参してください。